

## 入札公告

「富岡町大玉仮設診療所」撤去業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成31年1月18日

福島県知事 内堀 雅雄

### 一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 「富岡町大玉仮設診療所」撤去業務 一式
- 2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成31年2月5日から平成31年3月29日まで

### 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 2 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- 5 法人税、県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 6 とび・土工工事業若しくは解体工事業に係る許可を受けている者であること。
- 7 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

### 三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の5から7に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- 1 提出期間 平成31年1月18日（金）から平成31年1月24日（木）までの午前8時30分から午後5時15分まで（※土曜、日曜及び祝日を除く）
- 2 提出場所 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県保健福祉部地域医療課  
電話 024-521-7915
- 3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、平成31年1月24日（木）午後5時15分まで必着とする。

#### 四 契約条項等を示す場所等

- 1 契約条項等を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三の二に掲げる場所に同じ。
- 2 入札及び開札の日時 平成31年2月1日（金）午後4時30分
- 3 入札及び開札の場所 福島県庁自治会館5階502会議室（福島市中町8番2号）
- 4 その他 郵便による入札は認めない。

#### 五 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 七 入札の無効

この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 八 その他

- 1 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。
- 5 「富岡町大玉仮設診療所」の現地確認は、平成31年1月25日（金）までとする。